

栃木県スキー連盟運営規則

(趣旨等)

第1条 栃木県スキー連盟（以下「本連盟」という。）の運営に関することは、本連盟規約に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

2 本連盟の規約中のスキーとは、スノーボード、フリースタイルなどのスノースポーツを総称するものとする。ただし、競技又は種目を呼称する場合は当該名称とする。

第1章 所属団体及び会員

(所属団体及び会員)

第2条 所属団体は、本連盟規約第5条第1項に規定する団体をいう。

2 本連盟会員は、所属団体の会員で全日本スキー連盟会員登録を完了した者をいう。

(準所属団体)

第2条の2 準所属団体は本連盟規約第5条第2項に規定する団体をいい、本連盟の各種事業等広報の敏速な周知徹底及びそれらに伴う事務処理等の円滑化を図るため、本連盟は直接文書等を送付する。

2 準所属団体の本連盟への報告連絡等は、所属団体を經由するものとする。所属団体はその属する準所属団体を取りまとめ、一括して所属団体として本連盟に文書等により報告しなければならない。

(ブロック)

第2条の3 本連盟規約等の運用の便宜を図るためにブロックを構成する。

2 ブロックは、地域性及び職域性を考慮して次の各号に掲げる所属団体単位で置くものとする。ただし、高等学校体育連盟スキー専門部（以下「高体連」という。）は、1ブロック単位に準じて取り扱うものとする。

(1) 県北ブロック 那須、黒磯、大田原、ハンターマウンテン、那須塩原

(2) 県央ブロック 宇都宮、上河内、矢板、氏家、芳賀

(3) 県西ブロック 日光、鶏頂山、東武、鹿沼、今市

(4) 県南ブロック 栃木、足利、小山、佐野、おおひら、スキーバフメンバーズ、足利スノーボード

3 各ブロックの役員構成及び運営等については、各ブロックにおいてそれぞれ定めるものとする。

第2章 役員及び評議員

(役員を選出)

第3条 本連盟規約第15条に規定する役員を選出方法は、本連盟規約第16条から第18条に規定するほかは、この規則による。この場合、選出については、別に

定める本連盟役員候補者選出規程及び役員選考委員会規程により選出し、次項1号及び2号においては、評議員会に推挙してその承認を得て決定し、第3号においては、会長が任命し直近の評議員会に報告して承認を得るものとする。

2 前項の選出方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会長候補者1名、副会長候補者5名以内及び監事候補者2名は、全県下の所属団体会員の中から最適任者を推薦できるものとする。
- (2) 理事については、所属団体1名の基本数と、別に定める改選年度の4月末日における会員登録者数の按分により推薦できるものとする。また、所属団体が理事の推薦を辞退した場合は、当該所属団体が属するブロック内で当該理事数を推薦できるものとする。
- (3) 会長選出理事は4名以内とする。前号後段においてなお理事に欠員が出る場合は、その欠員数を限度として会長が別途理事を選出できる。

3 前項の規定に基づき、役員として選出された者は、次の各号の一に該当した場合には、理事及び評議員の各3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき
- (2) 職務上の業務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき
- (3) 第2条第2項で定める会員資格を喪失したとき

(評議員の選出等)

第4条 本連盟規約第19条に規定する評議員は、所属団体ごとに、第2条第2項に定める会員の中から、別に定める評議員数を選任し理事会へ推薦する。評議員の任期内変更は、その旨手続きを経て交代することができる。

2 前項の規定に基づき評議員として選任された者は、次の各号の一に該当した場合には、評議員の資格を失う。

- (1) 第2条第2項に定める会員の資格を喪失したとき
- (2) 所属する所属団体を移籍したとき

第3章 評議員会及び理事会

(会議議事録)

第5条 評議員会及び理事会は、議事録を作成し、署名人の署名をもって保存するものとする。

(専門部の構成と関連団体役員の推挙)

第6条 本連盟規約第34条に基づき、事業の執行を円滑にするため、理事会に専門部として総務本部、競技本部、教育本部及び本連盟規約第35条に定める委員会を置

く。ただし、理事会は必要に応じて専門部及び委員会を設置又は廃止することができる。

- 2 理事長、副理事長を除く全理事は、原則として前項に定める各本部のいずれかに所属するものとする。
- 3 全日本スキー連盟及び栃木県スポーツ協会等関連団体への役員選出は、別に定める本連盟派遣役員選出要項に基づき、理事会が推挙する。

(各本部及び委員会の業務分掌等)

第7条 前条に定める各本部及び委員会の業務分掌並びに担当専門部については、別に定める本連盟業務運営要項及び各本部内規、委員会要項において定めるものとする。

(規則の改廃)

第8条 この規則の改廃は、評議員会の議決による。

(附則)

- 1 この規則は、平成11年11月13日から施行する。
- 2 平成12年11月11日一部改正
- 3 平成17年11月12日一部改正
- 4 平成19年11月11日一部改正
- 5 平成22年11月6日一部改正
- 6 令和3年7月10日一部改正
- 7 令和5年11月4日一部改正

○理事数算出方式

- 1 各所属団体1名を基本とする
- 2 所属団体の会員登録者数を基準として按分する。
会員登録数 100名～500名 1名 501名～2名